

令和4年度 軽米町新商品開発促進事業Q & A

1. 事業内容について

Q1-1 助成対象事業について、具体的にどのような事業を対象としていますか。

A1-1 3種類のメニューがあります。

① 商品開発

新商品の開発とその商品の販路開拓に係る取組に20万円以内(補助率2/3以内)の補助を行います。**新商品の開発が必須**となります。具体的には、新商品の開発、商談会や物産展への参加、販促物の作成、広告宣伝等です。

② ブラッシュアップ

既存商品の改良と販路開拓に係る取組に20万円以内(補助率2/3以内)の補助を行います。

既存商品の開発が必須となります。具体的には、既存商品の改良、商談会や物産展への参加、販促物の作成、広告宣伝等です。

③ 販路開拓

新商品の開発、既存商品の改良を伴わない販路開拓に係る取組に10万円以内(補助率2/3以内)の補助を行います。具体的には商談会や物産展への参加、新たな販促物の作成(ポップ、リーフレット、包装紙、パンフレット等)、広告宣伝等(ネットショップ、モールへの新規出店等の新規性のあるもの。)です。

Q1-2 過去に「軽米町新商品開発促進事業」に採択され助成を受けたことがあるが、申請可能ですか。

A1-2 可能です。ただし、助成機会の均衡を図るため、新規の申請者を優先する場合があります。

Q1-3 事業内容の変更を行う場合、どのような手続きが必要ですか。

A1-3 事前に承認を受ける必要がありますので、変更承認申請書(様式第5号)を提出してください。

なお、助成対象経費(事業計画書の「事業費積算」の欄に記載した支出経費)の科目間の金額の増減は、承認を受けずに変更できます。

2. 助成対象経費について

Q2-1 一般旅費にはどのようなものがあてはまりますか。

A2-1 商品開発等に係るものと商談会や物産展への参加のための旅費を対象とし、1回につき2名分を限度としております。完了時、参加したイベント等の実施要項や写真等を添付してください。

なお、タクシー代やガソリン代、高速道路代等、公共交通機関以外のものによる旅費は対象となりません。実費額での清算となりますので、各交通機関等の領収書のもらい忘れのないようにお気をつけください。

Q2-2 対象外の経費の例を教えてください。

A2-2 機械・備品等購入費、光熱水費、産業財産権等取得費（商標登録、特許出願等）、振込手数料、経常にかかる経費等

Q2-3 事業期間内に、商品の完成、成果物の納品等は完了しているが、支払いが済んでいないものは対象となりますか。

A2-3 対象となりません。助成対象は、助成金交付決定の日から期間内に支払が完了した経費に限ります。

Q2-4 事業費が当初計画より上回った場合、交付決定額を超えて助成金をもらうことはできますか。

A2-4 できません。事業費が増大した場合、交付決定額以上の費用は自己負担となります。

Q2-5 申請書の「事業費積算」欄の記載例を教えてください。

A2-5 一例です。なお、積算に係る見積書を添付してください。

事業費積算 (単位：円)	収入	[収入区分]	[内訳]	[金額]
		町補助金		(※1) 200,000
		自己資金		122,260
		収入計		322,260
	支出	[科目区分]	[内訳]	[金額]
		外注費	パッケージデザイン料	100,000
		印刷製本費	パッケージ試作	100,000
		〃	翻訳費	0
		〃	チラシ作成	10,000
		広告宣伝費	のぼり作成	50,000
		一般旅費	軽米～東京（新幹線32,260円、宿泊費2泊20,000円）	52,260
	支出計	出展料	〇〇商談会出展料	10,000
				322,260

(※1) 助成金算出方法

支出計 322,260 円 × (助成率) 2/3 = 214,840 円 (千円未満切捨)

本要綱第2条第1項第3号の助成限度額に基づき、200,000 円の助成となる。ただし、販路開拓枠の場合は 100,000 円の上限となる。

Q2-6 パッケージ試作等、試作の範囲について教えてください。

A2-6 最小ロットまでは試作と認めます。ただし、試作数が 1,000 を超える場合は、最小ロットの単価を用い、1,000 までを対象経費とします。つまり、最小ロットの単価 × 1,000 を対象とします。

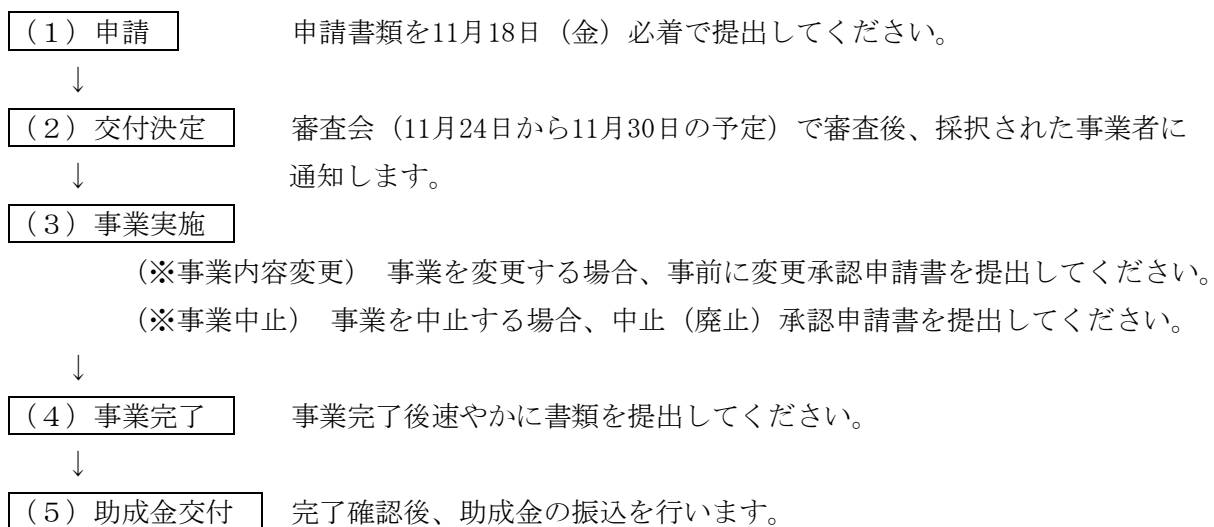
3. 事務手続きについて

Q3-1 交付決定を受けた場合、助成金はいつ入金されますか。前金払はできますか。

A3-1 完了時提出頂く書類により、完了の確認ができましたら、振込の手続きに入ります。完了確認後、おおむね1週間程度での振込となります。また、前金払も可能です。前金払請求書（様式第8号）を提出してください。

Q3-2 申請後の流れを教えてください。

A3-2 申請から完了までの流れは以下のとおりです。



4. その他

Q4-1 事業期間の延長はできますか。

A4-1 原則として、延長は行いません。事業期間内に完了できるように計画的に事業を進めてください。

Q4-2 その他補助事業に係る支援策はありますか。

A4-2 現在、役場産業振興課では、情報発信事業としてラジオ放送を行っております。商品が完成した際には商品紹介等ご協力いただきたいと思います。また、町主催の物産イベント等が開催される際には出品をお願いする場合があります。